

令和4年 第8回 農業委員会総会

日時 令和4年8月25日 (木) 午後3時00分

場所 糸満市役所 3 - C 会議室

農業委員

会長 国吉 真昭	代理 大本 秀子	1番 大城 真由美	2番 山城 学
3番 久保田 政子	4番 百次 成仁	5番 杉本 雄靖	6番 山城 弘美
7番 長嶺 安浩	8番 宮里 良淳	9番 玉城 正智	10番 金城 義幸

農地利用最適化推進委員

1番 長嶺 栄	2番 金城 正弘	3番 長嶺 淳二	4番 大城 久
5番 賀数 宏	6番 伊敷 幸隆	7番 幸地 豊	8番 我謝 久男
9番 伊礼 幸清	10番 新垣 芳隆	11番 山城 隆次	12番 山城 満
13番 志茂 政安	14番 安谷屋健治		

【欠席委員】

久保田 政子 山城 弘美 山城 隆次 長嶺 栄

【職務のために出席した職員】

大城 勝雄 国吉 孝 金城 伊作

【議事録署名人】

代理 農業委員 大本 秀子 4番 農業委員 百次 成仁

【議事日程】

- 日程第1 議案第35号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について
- 日程第2 議案第36号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第38号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
- 日程第5 議案第39号 非農地証明願いについて
- 日程第6 議案第40号 令和4年度最適化活動の目標設定について

令和4年第8回 総会 議事録

事務局	<p>これより令和4年第8回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。 それでは会長よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>【開会のあいさつ】 それでは令和4年第8回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人は久保田政子さんが休みですので、代理の大本秀子さんと4番農業委員の百次成仁さんでお願いします。次回調査委員は、5番農業委員の杉本雄靖さん、6番農業委員の山城弘美さん、9番推進委員の伊礼幸清さんでお願いします。</p> <p>【議事日程】 日程第1 議案第35号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について(4件) 日程第2 議案第36号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について(20件) 日程第3 議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(4件) 日程第4 議案第38号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について(4件) 日程第5 議案第39号 非農地証明願ひについて(1件) 日程第6 議案第40号 令和4年度最適化活動の目標の設定について</p> <p>【議題の審議】 それでは審議に入ります。議案第35号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について事務局説明願ひします。</p>
事務局	<p>それでは、2ページをお開き下さい。農業経営基盤強化法利用権設定について4-34~4-37まで読み上げて説明。</p>
会長	<p>只今の案件について、疑問質問があればよろしくお願ひします。</p> <p>質問等なければ、只今の案件可としてよろしいでしょうか？</p>

委員	異議なし。
会長	只今の案件可とします。次に議案第 36 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。
事務局	それで 4 ページをお開き下さい。1 番は真栄平の 1 筆で売買による所有権移転であります。2 番は福地の 1 筆で贈与による所有権移転であります。3 番から 5 番は関連します。3 番は米須の 1 筆で贈与による所有権移転であります。4 番は米須の 1 筆で 3 年間に使用貸借権の設定であります。5 番は米須 1 筆で 3 年間の使用貸借権の設定であります。6 番と 7 番は関連し、名城のお互いの土地の交換による所有権移転であります。8 番と 9 番は関連し、名城のお互いの土地の交換による所有権移転であります。10 番は名城の 1 筆で贈与による所有権移転であります。11 番と 12 番は関連し、名城のお互いの土地の交換による所有権移転であります。13 番から 15 番は関連し、名城のお互いの土地の交換による所有権移転であります。16 番は宇江城の 1 筆で売買による所有権移転であります。17 番 18 番は関連します。17 番は小波蔵の 1 筆で売買による所有権移転であります。18 番は小波蔵の 1 筆と糸洲の 1 筆で売買による所有権移転であります。19 番と 20 番は関連します。19 番は阿波根の 1 筆で 5 年間の賃借権の設定であります。20 番は阿波根の 1 筆で 5 年間の賃借権の設定であります。以上です。
会長	只今の案件について疑問質問があればよろしくお願いします。
委員	6 番から 15 番まで名城の土地の交換となっているが、何か理由があるのか？
事務局	名城のホテル近くで、県道へ土地買収され道路に接しない方のためお互いに交換し県道に接するように交換したいとの事でした。
会長	他に。質問がなければ只今の案件可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	議案第 36 号は可とします。次に議案第 37 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。

事務局	9 ページをお開き下さい。1 番は喜屋武の 1 筆で農地区分は第 3 種農地で売買による所有権移転で、一般住宅への転用であります。2 番は真栄平の 1 筆で農地区分は第 1 種農地で売買による所有権移転で、住宅兼店舗への転用であります。3 番は与座の 1 筆で農地区分は第 2 種農地で賃借権の設定で、資材置場兼作業所への転用であります。4 番は米須の 1 筆で農地区分は第 2 種農地で売買による所有権移転で一般住宅への転用であります。以上です。
会長	現地調査員の報告をお願いします。
委員	10 ページをお開き下さい。申請地は宅地に囲まれた第 3 種農地であり、一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。12 ページをお開き下さい。申請地は農振農用地へ繋がる第 1 種農地で原則不許可であります。不許可の例外の集落接続に該当するため、住宅兼店舗への転用は問題無いものと判断しました。14 ページをお開き下さい。申請地は雑種地及び山林・原野に囲まれた第 2 種農地であるため、資材置場兼作業所への転用は問題無いものと判断しました。16 ページをお開き下さい。申請地は宅地及び山林・原野に囲まれた第 2 種農地であり、一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。以上です。
会長	只今の案件について、疑問質問等があればよろしくをお願いします。
委員	1 番の 444 m ² の内 415.05 m ² の転用だが全部転用しないのは何故か？
事務局	残りの面積は隣接へ売却するとの事でした。
委員	周りも宅地だが、単価が安価なのは何故か？
事務局	受人の親と渡人が幼馴染みの関係上、安価で契約したとの事でした。
会長	時間をおいて、質問なければ只今の案件可としてよいでしょうか？
委員	異議なし。
会長	議案第 37 号は可とします。次に議案第 38 号について、説明願います。
事務局	18 ページをお開き下さい。農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について 4 件を読み上げて説明。

会長	只今の案件について、同意としてよいでしょうか？
委員	異議なし。
会長	議案第 38 号は同意とします。次に議案第 39 号 非農地証明願いについて、事務局説明をお願いします。
事務局	24 ページをお開き下さい。非農地証明について 1 件あります。所在地は与座の 1 筆で申請地は、車両等の通行も出来ない、周辺も山林・原野化した状況であるため非農地証明願いが提出されています。
会長	現地調査員の報告をお願いします。
委員	25 ページをお開き下さい。申請地の周りは山林や原野化しており車両も通らない状況でありました。今後も畑としての耕作は見込めないと思われるため、我々の意見としては、非農地証明を許可しても何ら問題は無いものと判断しました。
会長	只今の案件について、疑問質問があればよろしくをお願いします。
委員	この一帯において、土地改良を行う予定で推進員 20 名集めるよう話が 2 年程前にあったが。
事務局	この一帯は農振白地であるので、土地改良は考えにくい。地目上畑も少ないので。通常、農振農用地において土地改良事業を行っている。
会長	他になければ、議案第 39 条については可としてよいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	議案第 39 条は可とします。次に議案第 40 号令和 4 年度最適化活動の目標の設定（修正）について事務局説明願います。
事務局	先月決めました活動目標の日数の 3 日について、県より急きょ連絡があり、日数について、8 日に出来ないか？とのことですが、8 日の根拠は何か？と確

認したが、県からは答えが無い。県自体もよくわかっていない状況です。

会長

色々細かい話がありましたが、我々は前回3日と決めましたので、今回は修正なしで。何かあれば事務局と会長に任せて頂けないか？

委員

会長、事務局へ一任する。

会長

以上で本日の総会を終了いたします。

議事録署名人

代理 農業委員

大本 秀子

4番 農業委員

百次 成仁